

平成26年度
技能検定職種の統廃合等に関する検討会
報告書

平成27年1月

技能検定職種の統廃合等に関する検討会委員名簿

- | | |
|---------|--|
| 梅津 二郎 | 職業能力開発総合大学校 名誉教授 |
| 大野 高裕 | 早稲田大学 理事 |
| ◎ 北浦 正行 | 公益財団法人日本生産性本部 参事 |
| 柴田 裕子 | 三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
革新創造センター 部長 |
| 松井 泰則 | 立教大学 経営学部 教授 |
| 松本 宏行 | ものづくり大学 製造学科 准教授 |
| 八木澤 徹 | 株式会社日刊工業新聞社 論説委員 |
| 和田 正毅 | 職業能力開発総合大学校
能力開発院基盤ものづくり系（機械加工ユニット）教授 |

五十音順・敬称略

◎：座長

(目次)

1	はじめに	1
2	技能検定職種統廃合等に際しての第1次判断(定量的基準)	1
3	統廃合等検討対象職種の概要	2
	(1) 製版製作	2
	(2) 複写機組立て	3
4	技能検定職種統廃合等に際しての第2次判断(社会的便益)	4
	(1) 各カテゴリの標準となる点数の設定及び比較	5
	(2) 技能検定の社会的便益に係る関係業界団体からのヒアリング	5
	(3) 技能検定の社会的便益に係る一般国民への意見募集	6
5	検討対象職種の都道府県方式による存続の可否	7
6	平成25年度以前の検討会において25年度の実施結果により判断するとしていた職種	7
	(1) 機械木工	7

<参考資料>

(参考資料1) 技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書の概要

(参考資料2) 技能検定の社会的便益に係る調査方法等について

1 はじめに

技能検定職種の統廃合等に関しては、「規制改革推進のための第2次答申」（平成19年12月25日）を受けて平成21年1月に取りまとめられた「技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書」（以下「20年度報告書」という。）において、①検討体制、②作業計画、③統廃合等の判断基準（検討対象職種の選定、社会的便益の評価）、④検討過程の客観性・透明性の確保に係る考え方が示されたところである。

厚生労働省においては、これらの方針に基づき、技能検定制度等に精通した有識者を構成員とする「技能検定職種の統廃合等に関する検討会」を設置し、平成21年度には社会的便益の評価（第2次判断）の具体的な方策について議論するとともに、以降、作業計画に基づき、毎年度、直近6年間の平均受検申請者数が一定の選定基準に該当する職種について、関係業界団体に対するヒアリング調査、一般国民に対する意見募集による意見を集約及び社会的便益の評価を行い、これらの職種の統廃合等に係る方向性について提言を得た。

平成26年度においては、平成20年度～平成25年度の受検申請者数が平均100人以下の職種について、検討を行った。

2 技能検定職種統廃合等に際しての第1次判断（定量的基準）

技能検定職種の統廃合等に際しては、過去6年間の受検申請者数の平均値を職種別に算出し、当該値が100人以下であるか否かを第1次判断基準としている。この基準により職種を検討した結果、表1のとおり、平成20年度～平成25年度の職種別受検申請者数6年平均値が100人以下の職種は都道府県が実施する全114職種中12職種であり、本検討会において既に統廃合等の検討を行っている2職種（機械木工職種及び木型製作職種）を除く10職種が、今回の検討対象の候補職種となる。

表1：6年平均値が100人以下の職種

職種	受検申請者数						6年平均 受検申請者数
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
製版	112	123	111	86	80	70	97
溶射	72	85	121	84	114	87	94
複写機組立て	126	102	114	81	79	53	93
枠組壁建築	72	48	96	205	124	-	91
ウェルポイント施工	64	-	102	-	109	-	69
エーエルシーパネル施工	86	86	85	83	-	69	68
陶磁器製造	77	16	95	-	16	83	57
縫製機械整備	85	83	92	-	78	-	56
金属溶解	46	70	55	43	94	15	54
印章彫刻	37	30	-	-	117	-	46
機械木工	76	1	68	-	-	67	35
木型製作	43	42	46	-	-	66	33

なお、20 年度報告書においては、「第 1 次判断の基準を満たさない職種のうち、例えば今後 2 年又は 3 年に 1 回技能検定を実施するものについては、それぞれ 50 人以上又は 30 人以上の場合は、各実施年における受検者数が約 100 人に達することから検討対象から外すことが適当である」とされている。この基準に従うと、検討対象の候補職種のうち 8 職種（溶射職種、枠組壁建築職種、ウェルポイント施工職種、エーエルシーパネル施工職種、陶磁器製造職種、縫製機械整備職種、金属溶解職種及び印章彫刻職種）は対象から外れることとなる。

この結果、平成 26 年度の統廃合等の検討対象となる職種は 2 職種（製版職種及び複写機組立て職種）となる。

表 2：検討対象候補職種

職種	6年平均 受検申請者数	作業名	試験実施頻度	備考
製版	97	DTP作業	毎年	
溶射	94	防食溶射作業	隔年 (H18-)	6年平均値が50人以上 かつ 全作業が隔年以上の間隔
		肉盛溶射作業	隔年 (H5-)	
複写機組立て	93	複写機組立て作業	毎年	
枠組壁建築	91	枠組壁工事作業	隔年 (H24-)	6年平均値が50人以上 かつ 全作業が隔年以上の間隔
ウェルポイント施工	69	ウェルポイント工事作業	隔年 (H18-)	6年平均値が50人以上 かつ 全作業が隔年以上の間隔
エーエルシーパネル施工	73	エーエルシーパネル工事作業	隔年 (H23-)	6年平均値が50人以上 かつ 全作業が隔年以上の間隔
陶磁器製造	57	手ろくろ成形作業	3年毎 (H21-)	6年平均値が30人以上 かつ 全作業が3年毎以上の間隔
		絵付け作業	3年毎 (H22-)	
		原型製作作業	休止 (H5-)	
縫製機械整備	56	縫製機械整備作業	隔年 (H23-)	6年平均値が50人以上 かつ 全作業が隔年以上の間隔
金属溶解	54	鋳鉄キュボラ溶解作業	3年毎 (S61-)	6年平均値が50人以上 かつ 全作業が隔年以上の間隔
		鋳鉄誘導炉溶解作業	3年毎 (H3-)	
		鋳鋼アーク炉溶解作業	3年毎 (S60-)	
		鋳鋼誘導炉溶解作業	3年毎 (S61-)	
		軽合金反射炉溶解作業	3年毎 (H19-)	
印章彫刻	46	木口彫刻作業	3年毎 (H24-)	6年平均値が30人以上 かつ 全作業が3年毎以上の間隔
		ゴム印彫刻作業	休止 (H16-)	

3 統廃合等検討対象職種の概要

(1) 製版

- ・ DTP作業

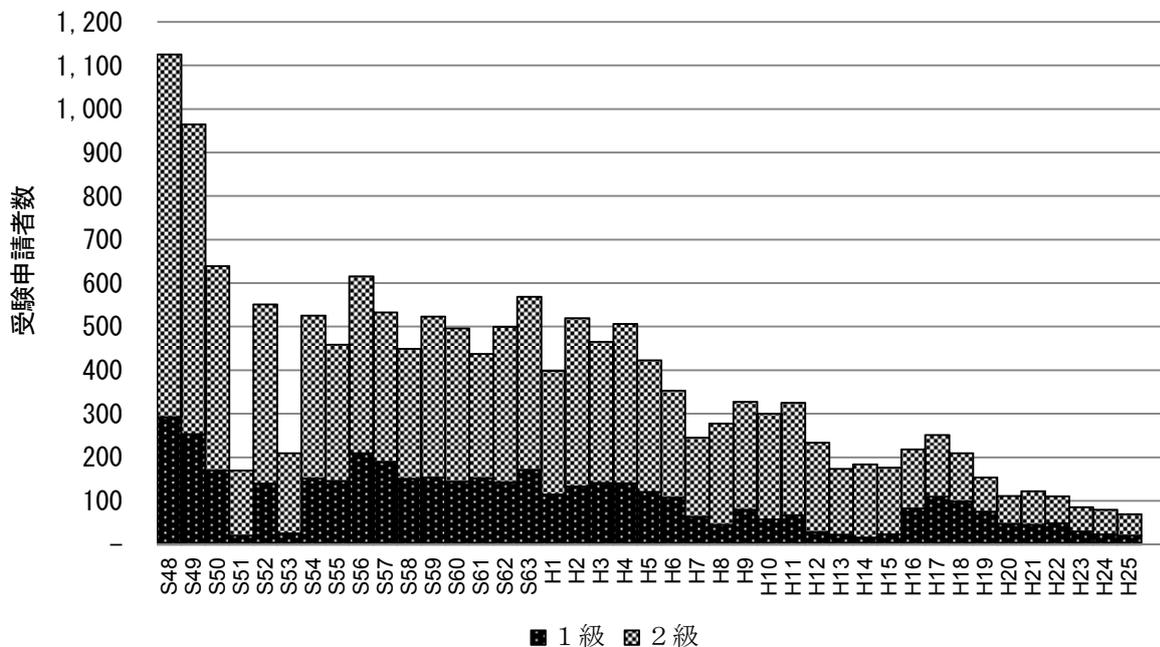
ポスター、チラシ及び印刷物等の原稿作成、編集、デザイン及びレイアウト等を行う作業

昭和 37 年度に活版製版工職種として新設された。その後職種の追加及び名称変更を経て、昭和 48 年度に活版文選職種、活版植字職種、写真植字職種、写真凸版製版職種、プロセス製版写真職種、プロセス製版修整職種、プロセス製版焼付け職種及びプロセス製版校正職種の 8 職種を統合し製版職種となった。その後作業の追加及び統廃合が行われ、現在は DTP 作業のみとなっている。

昭和 48 年度以降は受検申請者数が減少傾向にあり、平成 23 年度以降は 100 人を下回る状況が続いている。平成 25 年度まで毎年試験を実施してきており、平成 26 年度も試験を実施する予定である。

平成 25 年度までの累計受検申請者数は 24,600 人（1 級 7,074 人、2 級 17,526 人）、累計合格者数は 8,843 人（1 級 2,493 人、2 級 6,350 人）である。

図 1 製版職種 受検申請者数の推移



(2) 複写機組立て

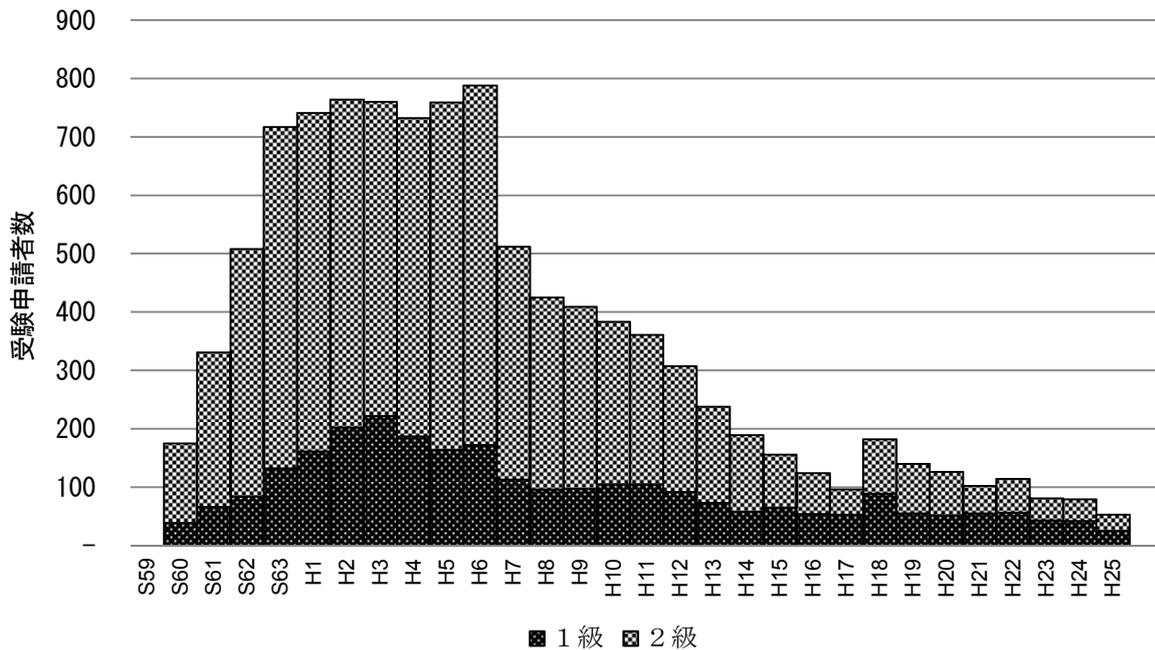
・複写機組立て作業
複写機の組立て及び調整等を行う作業

昭和 59 年度に複写機組立て職種として新設された。

平成 6 年度以降は受検申請者数が減少傾向にあり、平成 23 年度以降は 100 人を下回る状況が続いている。平成 25 年度まで毎年試験を実施してきたが、平成 26 年度は試験を休止している。

平成 25 年度までの累計受検申請者数は 10,352 人（1 級 2,757 人、2 級 7,595 人）、累計合格者数は 2,564 人（1 級 688 人、2 級 1,876 人）である。

図2 複写機組立て職種 受検申請者数の推移



4 技能検定職種統廃合等に際しての第2次判断（社会的便益）

20年度報告書において、技能検定の有する社会的便益が、表3に示す12項目に整理された。また同報告書では、これらの12項目について採点を行って職種のカテゴリごとの標準的な社会的便益（標準点数）を算出し、所属カテゴリの標準点数の8割未満の職種については、廃止、他職種と統合して都道府県で実施又は指定試験機関へ移行するという提言がなされた。

表3：技能検定の有する社会的便益

業界にとっての便益	① 技能伝承の観点から必要 ② 必須部品の品質維持に必要 ③ 統一的な技能の評価に役立つ
雇用主にとっての便益	① 企業の社員教育として役立っている ② 従業員への目標設定となっている ③ 若手技能者の確保・定着に大きな効果がある
受検者にとっての便益	① 公共工事における経営事項審査、技能士現場常駐制度等 ② 技能者として自信となり、業務の遂行に役立つ ③ キャリア形成に役立つ
消費者・国民にとっての便益	① 消費者・国民による、製品・サービスに対する安心・信頼の確保 ② 伝統産業の振興に役立つ ③ 国際競争力・国の技術レベルの維持

この提言を受け、平成21年度に技能検定の社会的便益に係るアンケート調査を実施したところであるが、時間の経過を踏まえ、再度調査を行うこととした。

(1) 各カテゴリの標準となる点数の設定及び比較

20 年度報告書では、第 2 次判断基準の客観性を確保するため、職種ごとに社会的便益を点数化し、それぞれのカテゴリごとの標準的な社会的便益（標準点数）の 8 割未満であった職種については、廃止、他職種と統合して都道府県知事が実施する方式（以下「都道府県方式」という。）で実施、又は指定試験機関が実施する方式（以下「指定試験機関方式」という。）へ移行することとされている。

そこで、職種のカテゴリごとの標準点数を設定するために、技能検定の実施に協力している関係業界団体に対し、技能検定の社会的便益に係るアンケート調査を実施した。（配付数 311 件、回収数 203 件、回収率 65%）

アンケート調査に際しては、20 年度報告書に示された 12 の社会的便益の 5 段階評価に加え、業界、雇用主、受検者に対する社会的便益に関しては、傘下の企業等における実際の活用状況を加味した補正を行った（参考資料 2 参照）。なお、同一の職種で複数の団体から回答を得た場合には、それらの回答の平均値をもって当該職種の評点とした。

その結果、各カテゴリの平均評点は表 4 のとおりであり、今回の検討対象職種のうち、当該平均評点の 8 割を下回ったのは、製版職種及び複写機組立て職種であった。

表 4： 職種カテゴリごとの平均評点、8 割値及び統廃合等検討対象職種の評点

カテゴリ		合計	8 割値	統廃合等検討対象職種	評点	8 割比	
建設型		52.4	41.9	(該当職種なし)			
製造型	製品生産型	労働集約型	50.2	40.1	製版	25.3	×
		機械化型	49.3	39.4	複写機組立て	5.0	×
	生産支援型	整備型	52.1	41.7	(該当職種なし)		
		生産基盤提供型	49.8	39.9	(該当職種なし)		
		工芸型	51.4	41.2	(該当職種なし)		
その他		51.6	41.3	(該当職種なし)			

(2) 技能検定の社会的便益に係る関係業界団体からのヒアリング

技能検定の社会的便益に関して、①技能検定の活用の現状、②技能検定が国家試験でなくなった場合に想定される具体的な弊害、③受検者数が増加しない要因及び今後の増加見込み、④受検者数を増やすための具体的な方策等に重点を置いて、関係業界団体に対するヒアリングを実施した。

結果、関係業界団体の意向は表 5 のとおりである。

表 5： 職種統廃合等に係る関係業界団体の意向

職種	団体の意向
製版 [6 年平均受検申請者数 97 人]	都道府県方式での継続を希望
複写機組立て [6 年平均受検申請者数 93 人]	廃止やむなし

より具体的には、「製版」職種について、

1. 印刷における工程は主に①企画・デザイン、②製版、③印刷であり、印刷業における技術革新等の下にあっても製版は引き続き主要な工程であること
2. この主要工程である製版に携わる技能者のレベルの維持・向上は業界にとっても重要な課題であること

から、今後、製版に関わる複数の業界団体が連携して、

- ① 技能検定の広報等の積極的な取組み
- ② 受検者にとっても企業にとっても魅力ある検定とするための試験内容の見直しの提案

等を行うことにより、受検者拡大を図っていくとの意向が示された。

「複写機組立て」職種について、

1. 複写機の組立工場が全て海外に移転しており、国内で複写機を組み立てる工場がなく、国内に複写機を組み立てる技能が必要ないこと
2. 現在のデジタル複写機は、その構造のノウハウが企業秘密レベルとなっており、技能検定ではなく各企業で人材育成をする状況となっていること

から、国内において技能検定の需要がないことが示された。

(3) 技能検定の社会的便益に係る一般国民への意見募集

技能検定の必要性の判断に際しては、それを活用する側である企業や業界のほかにも、受検者の立場からの意見も考慮する必要がある。

このため、平成26年10月30日～11月12日までの間、一般国民に対し、技能検定職種の統廃合等に係る意見募集を実施した。その結果、3通（計5件）の意見をいただいた。寄せられた意見は表6のとおりである。

表6：パブリックコメント実施結果

番号	御意見等の要旨	件数
1	厚生労働省の技能検定試験は各若手社員の目標であり廃止はしない方がよい。基礎知識・基本技術等の資格は国が国民人材教育の先行投資と考えれば教育・技術取得等々決して無駄な事業ではない。	1
2	技能検定職種の統廃合等について、具体的な案を示した上で意見募集すべき。	1
3	その他の御意見（案件に関係の無いもの） ・試験内容を時代に合った内容にするよう毎年見直すべき。 ・より多くの方が技能検定に挑戦できるよう広く告知して認知させる努力をすべき。	3
	等	

5 検討対象職種の都道府県方式による存続の可否

以上を踏まえ、統廃合等検討対象2職種に係る都道府県方式による存続の可否について検討した。

(1) 製版職種は、平成20年度から25年度までの6年間平均受検申請者数が97人と100人以下となっており、また、社会的便益の評価も低下傾向にあるが、製版に関する複数の業界団体が連携して行う、これまで以上の広報活動の拡大や試験内容の見直し等の取組みにより、今後、受検申請者の増加が期待できる。

他方、これらの複数の業界団体における準備、調整等の取組みには相当な時間を要することが想定されることから、平成27年度の検定試験については休止とし、平成28年度に実施する検定試験の受検申請者数等の状況を評価した上で、当該職種の統廃合について改めて検討を行うべきである。

(2) 複写機組立て職種は、平成20年度から25年度までの6年間平均受検申請者数が93人と100人以下となっており、国家検定職種としての需要は低下している。また、このことは社会的便益の評価及び関係業界団体からの意見においても示されており、一般国民から当該職種の社会的便益について直接の意見もなかったところである。よって、既に関係業界団体から廃止について了解が得られていることも踏まえ、当該職種については廃止とすべきである。

なお、これら2職種を含む今後の統廃合等の検討に当たり、職種を廃止する際には、受検申請者数の見込みを十分考慮した上で、可能な範囲で最終試験の実施に配慮すべきである。

また、試験内容の見直しにより、受検ニーズの拡大が図られる場合もあることから、厚生労働省が定める試験科目及びその範囲並びにその細目の見直し等の取組みも必要との意見があった。

6 平成25年度以前の検討会において25年度の実施結果により判断するとしていた職種

これまでの統廃合等検討会において、次回実施する試験の結果も含めて判断することとされていた職種については以下の状況であり、既に議論されているとおり都道府県方式による実施として差し支えないことを確認した。

(1) 機械木工

平成25年度検討会報告書において「機械木工職種は職種統合したものの、6年平均受検申請者数が30人未満と少ないことから、本来、職種廃止等の検討対象とすべきものであるが、統合後の受検申請者数を含めた評価可能な状況に至っていないことから、次回試験を実施する平成25年度の受検申請者数を踏まえた上で、関係業界団体による技能検定の活性化、受検申請者の増加に向けた取組及びその効果等社会的便益を改めて評価し、判断することが適当である。」とされている。

平成25年度の受検申請者数は67人であり、

- i. 6年平均の受検申請者数は、30人以上(35人)
- ii. 全作業(機械木工作業及び木工機械整備作業)が3年毎以上の実施となっている。

なお、本検討会において「都道府県方式による実施」との結論に達した職種であっても、今後、受検申請者数の減少により、再び第1次判断(定量的基準)に該当することとなれば、改めて統廃合等について検討する必要がある。

技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書の概要

規制改革推進のための第2次答申(平成19年12月)

- 1 検定職種の統廃合について
 - ① 広く公共の見地から検討できる体制整備
 - ② 実施期限を付した検討の作業計画の策定
 - ③ 職種の統廃合における定量的な基準の盛り込み
 - ④ 検定職種ごとの受検者数の推移、それらの企業・労働者等に及ぼす効果、収支構造の試算等の公表
- 2 指定試験機関の営利団体への開放について

安定性・継続性、中立性・公平性等の必要な条件を付した上で検討

検定職種の統廃合について

- 1 検討体制

技能検定制度に精通した有識者を構成員とする検討会において毎年度検討することが適当
- 2 作業計画

前年度までの受検者数実績を基準に統廃合等の検討対象職種を選定し(第1次判断)、当該職種の社会的便益を検討・勘案し(第2次判断)、統廃合の可否について検討することが適当
- 3 統廃合等の判断基準

検討対象職種の選定(第1次判断)
過去6年間の年間平均受検者数が100人以下。ただし、以下の場合には検討対象から除外。

 - ① 直近2年間の受検者数がいずれも100人超
 - ② 隔年又は3年ごとの実施で、各実施年における受検者数が約100人に達する場合

100人以下
の場合

社会的便益の評価(第2次判断)
①業界、②受検者、③雇用主、④消費者のそれぞれにとっての社会的便益を勘案し、職種存続の適否を判断
※社会的便益を一般指標化し、職種をグループ分けして第2次判断の基準を明確にすることが適当
- 4 検討過程の客観性・透明性の確保
 - ① 第1次判断には、毎年度過去6年間の受検者数を公表することが適当
 - ② 職種ごとの収支は客観的に正確なデータを示すことは困難。職種ごとの受検料収入の公表が適当。

指定試験機関の営利団体への開放について

技能検定が収益を目的とした制度ではなく、労働者の技能の向上などの目的を実現するために行われる国家検定であることや、安定性・継続性、中立性・公平性を担保できない問題点があることを踏まえると、不適當

今後の発展に向けて

- ① 技能検定の社会的意義についての国民一般への理解の促進
- ② 技能検定の検定職種が社会的ニーズを反映したものとなるよう、速やかな職種の統廃合の推進
- ③ 広く社会的ニーズを把握し、新規職種の追加についても、当該職種に関わる非営利団体に周知等を図りつつ積極的に検討を行い、技能検定制度の社会的意義をさらに向上

技能検定の社会的便益に係る調査方法等について

1 アンケート配付数及び回収状況

(1) 配付先の選定及び調査票の配付

技能検定の社会的便益に係るアンケート調査は、都道府県方式で実施している技能検定職種(全114職種)の協力団体(主として技能検定試験問題の作成に協力いただいている団体。)計311団体に対して、調査票(別添参照)を配付することにより実施。

調査票は平成25年11月8日付けで114職種311団体に対して郵送により配付。

(2) 調査票の回収

平成26年10月22日までに107職種203団体(回収率65%)から回答を得た。

なお、アルミニウム陽極酸化処理、ダイカスト、電子回路接続、半導体製品製造、紳士服製造、コンクリート圧送施工及び化学分析の7職種については、回答が得られなかった。

2 回答の集計方針

回収したアンケート調査票は、以下の考え方に基づいて点数化の上、集計を行った。

(1) 個別の回答に対し、以下の配点を行う。

ア 回答肢がABCDEの5項目である設問 : A=5点、B=4点、C=3点、D=2点、E=1点

イ 回答肢がABの2項目である設問 : A=5点、B=1点

ウ 回答が空欄である設問 : 計算からは除外する(ゼロ扱いはしない。)

(2) 同一の職種に複数団体から回答を得た場合は、その平均値をもって当該職種の点数とする。

(3) 問1の得点に対し、問3の回答を踏まえた補正を行う。

ア 設問ごとに、カテゴリ別の平均値と標準偏差(σ)を算出する。

イ 問3の点数がカテゴリ別の「平均値 -2σ 」を下回る場合は2点、「平均値 $-\sigma$ 」を下回る場合は1点を、問1の点数から減ずる。

(4) 補正後の点数の合計値をもって、カテゴリごとの平均値の8割値と比較する。

3 社会的便益12項目のウエイト付け評価について

社会的便益の12項目の得点を100点満点に換算し、ウエイト付けの評価を行った。

社会的便益に係る調査票

団 体 名		電 話 番 号	
ご担当者名		F A X 番 号	
問1～4について、お答えください。		職 種 名	

問1 試験実施等にご協力いただいている技能検定職種（外国人技能実習生向けの基礎2級等の試験は除く。以下、「当該職種」という。）に関し、次の9項目について、その有益性の程度を以下の採点基準（記号A～E）の中から当てはまるものについて採点表の評価欄へご記入をお願いします。

（技能検定の等級によって回答が異なる場合は、1級についてご回答の上、他の級については問2に記入して下さい。）

<採点基準>



<採点表>

	項目	評価
業界に とっての 便益	① 業界における円滑な技能継承のため	
	② 業界において、一定水準の品質を持つ製品を安定に供給するため（製品の製造過程で必要とされる部品、材料、原型、サービスなどの供給を含める。）	
	③ 業界内の統一的な技能評価のため	
企業に とっての 便益	④ 企業の能力開発計画における目標設定のため	
	⑤ 企業内における社員教育のため	
	⑥ 企業の若手技能者の確保・定着のため	
受検者に とっての 便益	⑦ 技能士現場常駐制度や他資格の受験資格付与などの技能士優遇措置のため	
	⑧ 受検者が技能者としての自信を形成するため （例：自分の技能を磨くため など）	
	⑨ 受検者が技能者としてのキャリア形成の一環に利用するため （例：転職に役立つ、昇級の目標設定にする など）	

問2 当該職種に関し、上記項目以外に、技能検定の有益性の高い事項がありましたら、ご記入ください。

問3 当該職種について、A～Eのうち当てはまるものに○をつけて下さい。

(1) 貴団体の会員企業において、技能継承に技能検定はどの程度活用されていますか。

ほぼ全ての企業で 活用している	7～8割の企業で 活用している	4～6割の企業で 活用している	2～3割の企業で 活用している	活用している企業は ほぼない
A	B	C	D	E

(2) 貴団体の会員企業において、一定水準の品質を持つ製品を安定に供給するために、技能検定はどの程度利用されていますか。(製品の製造過程で必要とされる部品、材料、原型などの供給を含める。)

ほぼ全ての企業で 利用している	7～8割の企業で 利用している	4～6割の企業で 利用している	2～3割の企業で 利用している	利用している企業は ほぼない
A	B	C	D	E

(3) 貴団体の会員企業において、業界内の統一的な技能評価として、技能検定はどの程度関係していますか。

全国規模の技能評価に関係している。	グループ企業の技能評価に関係している
A	B

(4) 貴団体の会員企業において、企業の能力開発計画における目標設定として、技能検定はどの程度利用されていますか。

ほぼ全ての企業で 利用している	7～8割の企業で 利用している	4～6割の企業で 利用している	2～3割の企業で 利用している	利用している企業は ほぼない
A	B	C	D	E

(5) 貴団体の会員企業において、企業内における社員教育に、技能検定はどの程度利用されていますか。

ほぼ全ての企業で 利用している	7～8割の企業で 利用している	4～6割の企業で 利用している	2～3割の企業で 利用している	利用している企業は ほぼない
A	B	C	D	E

(6) 貴団体の会員企業において、企業の若手技能者の確保・定着の手段として、技能検定はどの程度利用されていますか。

ほぼ全ての企業で 利用している	7～8割の企業で 利用している	4～6割の企業で 利用している	2～3割の企業で 利用している	利用している企業は ほぼない
A	B	C	D	E

(7) 技能士現場常駐制度や他資格の受験資格付与などの公的な技能士優遇措置はありますか。

優遇措置がある	優遇措置は特くない
A	B

(8) 貴団体の会員企業において、技能検定合格者に対して、手当・賞与、昇級などの処遇における優遇措置はどの程度設定されていますか。

ほぼ全ての企業に ある	7～8割の企業に ある	4～6割の企業に ある	2～3割の企業に ある	該当する企業は ほぼない
A	B	C	D	E

(9) 貴団体の会員企業に所属する労働者のうち、技能検定合格の資格をお持ちの方はどの程度を占めていますか。

ほぼ全ての労働者が保有している	7～8割の労働者が保有している	4～6割の労働者が保有している	2～3割の労働者が保有している	ほとんどの労働者が保有していない
A	B	C	D	E

(10) 貴団体の会員企業に所属する労働者で、技能検定を受検されている方のうち、「自発的」に受検された方はどの程度を占めていますか。

ほぼ全ての受検者	7～8割の受検者	4～6割の受検者	2～3割の受検者	ほとんどいない
A	B	C	D	E

(11) 貴団体の会員企業において、社内での昇級の指標として技能検定合格の資格はどの程度利用されていますか。

ほぼ全ての企業で利用している	7～8割の企業で利用している	4～6割の企業で利用している	2～3割の企業で利用している	利用している企業はほぼない
A	B	C	D	E

(12) 貴団体の会員企業において、熟練技能労働者の転職者の採用に、技能検定合格の資格はどの程度考慮されていますか。

ほぼ全ての企業で考慮している	7～8割の企業で考慮している	4～6割の企業で考慮している	2～3割の企業で考慮している	考慮している企業はほぼない
A	B	C	D	E

問4 我が国の安心・安全と安定した発展を確保するための観点から、試験実施等にご協力いただいている技能検定職種の有効性について当てはまる数字に○をつけて下さい。

(1) 消費者・国民の生活にとっての安心や信頼の確保のために、技能検定はどの程度有効とされますか。

非常に有効である	ある程度有効である	どちらでもない	あまり有効でない	有効でない
A	B	C	D	E

(2) 国の伝統産業の振興の将来性について、技能検定が存在することは、どの程度有効とされますか。

非常に有効である	ある程度有効である	どちらでもない	あまり有効でない	有効でない
A	B	C	D	E

(3) 国の将来的な国際競争力・技術レベルの維持のために、技能検定が存在することはどの程度有効とされますか。

非常に有効である	ある程度有効である	どちらでもない	あまり有効でない	有効でない
A	B	C	D	E

ご協力ありがとうございました。